

計量士制度について（案）

1. 現行制度の現状と問題点

- ・計量は、ほとんどの生活、産業活動、技術的規制行政等のなかで、日常的に行われ、その品質、信用、信頼を支えるものであるが、経済取引の発達や産業技術の高度化等に伴いその重要性はますます増加している。
- ・このような中、計量関係行政機関等が計量法を適確に運用していくことが必要であると同時に、計量に関する専門の知識と技術を有する者には一定の資格を与え、一定の分野の職務を分担せしめて適正な計量の実施を実質的に推進することが望ましいとの趣旨から計量士制度^{（制度の概要は別添参考参照）}が設けられている。
- ・計量士の職務は、計量法上、適正計量管理事業所や計量証明事業者における特定計量器の検査、自治体を実施する定期検査の代検査等となっており、平成16年度末において、一般計量士12,340人、環境計量士12,736人が登録されている。（あくまでも登録ベースの数字であり、現在、計量士として実際に活動をしている者の数ではない。）
- ・しかしながら、一般的に次のような問題点が指摘されている。
 - （1）資格取得後の計量士の資質の維持・向上については、計量士自身に委ねられていることから、資格取得後の計量士が技術の進歩や制度改正等、計量を巡る環境変化に対応しているかどうか疑問を呈する声がある。
 - （2）計量士は、経済産業大臣が登録を取り消さない限り、計量士でありつづけ、自らの意志で計量士でなくなることができず、他界した計量士であっても、計量士登録証の返納の手続きが定められておらず、計量士登録簿から削除されることがないことから、計量士の実数等、基本的な計量士の現状の把握が困難となっている。
 - （3）計量士の能力を活用した地方自治体等の計量法の執行は、一部自治体で実施された例があるものの、必ずしも本格的に進んでいない。
 - （4）計量士国家試験実施事務は行政機関の裁量的判断を要しない定型業務があるにもかかわらず国が直接行っている。

2. 新たな方向性

（1）基本的考え方及び具体的方針

- ・計量士の資格取得後の資質の維持を図るための研修制度や更新制の導入及び国が直接実施している国家試験事務について民間能力を活用することに

ついて検討する。

計量士の登録更新制度等の導入

- ・計量制度は、国際化や技術革新へ対応するため平成4年の計量法改正以降にさまざまな制度改正、技術基準の改正が行われている。計量士については、計量管理における専門家として、登録後も資質の維持・向上が図られることが適当であることから、制度的に一定程度の資質の維持を図る観点から更新制を導入するとともに、更新時に研修を義務づけることを検討する。（例えば、一般計量士は5年、環境計量士は3年ごとに更新を実施。）なお、当該事務を独立行政法人が行うことも合理的と考えられる。

：研修に係る費用等は独立行政法人への歳入とし、当該独法は当該歳入により、研修事務等を実施する。

- ・また、計量士が自ら登録の抹消を申し立て、又は他界した場合に届け出る制度の導入を検討する。

計量士の能力を活用した計量法の執行の推進

- ・適切に計量するためには、適切な「計量器」、適切な「計り方」、適切な「ものさし（計量標準、標準物質）」が必要だが、これまで比較的ハードウェアの規制に重点が置かれてきた。
- ・ハードウェアの性能が向上してきている中で、むしろ重要となってきた計量器の使用者の不正を抑制することについては必ずしも十分に対応ができていないのが現状であり、適切な計量器の使用に係る規制を充実することが適切な計量器の供給とともに重要。
- ・したがって、地方自治体は、計量器の不正使用の摘発を強化するべく、抜き打ち検査などの事後検査を強化することが期待されるが、その際は、例えば、計量士を雇用すること等地方自治体毎の事情に応じた形を通して、より多く立ち入り検査を実施することについて検討する。（注：計量士は地域的に偏在している現状があることに留意が必要。）
- ・また、地方公共団体においては地域の実情に合わせ自らの自主性を高めた計量行政を推進していくべきと考えられるが、現状の計量法の執行体制の維持の困難性を訴える都道府県等においては、自治事務として行う検定の実施事務などについて、実施体制の整備状況といった計量器ごとの特性を踏まえつつ、必要であれば、条例等の必要な環境整備を行い、指定定期検査機関や指定検定機関の民間能力の活用を進めることが期待され、指定定期検査機関や指定検定機関における計量士の活躍も期待される。

計量士国家試験事務及び登録事務における独立行政法人の活用

- ・受験申込手続き等、可能な限り民間委託を行うべきとの指摘（平成16年8月規制改革・民間開放推進会議中間とりまとめ）を踏まえ、実際の事務運営については独立行政法人を活用する等、より適切な方法に変えていくことを検討する。また、計量士の登録事務についても試験事務と同様に独立行政法人を活用すべく検討する。

：国家試験受験手数料等は独立行政法人への歳入とし、当該独法は当該歳入により、試験事務を実施することを検討する。

：試験事務及び登録事務は、業務の一貫性を考慮し同一の独法が行うことも考えられる。

計量士制度の概要

1. 目的

経済取引の発達、産業技術の進歩等これらに関して要求される計量技術が高度化・専門化するようになったことを踏まえ、計量に関する専門の知識・技能を有する者に対して一定の資格を与え、一定分野の職務を分担させることにより、計量器の自主的管理を推進し、適正な計量の実施を確保することを目的とする。

2. 根拠条文

計量法第122条

3. 制度の概要

(1) 計量士の区分

計量士は以下の3区分に分かれており、区分ごとの所要の条件を満たすことにより経済産業大臣の登録を受け、計量士となることができる。

一般計量士

環境計量士(濃度関係)

環境計量士(騒音・振動関係)

(2) 資格の取得方法

国家試験コース：計量士国家試験に合格し、かつ実務経験その他の条件に適合する者

資格認定コース：(独)産業技術総合研究所の教習の課程を修了し、実務経験などの所定の条件を満たし、かつ計量行政審議会が認めた者

(3) 計量士の主な職務

定期検査に代わる計量士による検査

計量証明検査に代わる計量士による検査

計量証明事業における計量管理

適正計量管理事業所における計量管理

4. 見直しの経緯

昭和49年 環境計量士の創設

平成4年 環境計量士を「濃度関係」と「騒音・振動関係」に区分